

H 2 9 仙北市住宅リフォーム促進事業 補助対象工事一覧

No.	対象	リフォーム等の内容	備 考
1	○	屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装など	
2	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
3	○	壁紙や床の張替などの内装工事	
4	○	耐震補強・改修工事	
5	○	窓・ガラスの取付、交換（断熱改修など）	
6	○	室内の建具等の交換	
7	○	外壁、屋根、天井の断熱化工事	
8	○	バリアフリー改修 （手摺の設置、段差解消、廊下幅の拡張など）	
9	○	風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事	
10	○	バルコニーや雪止めの設置・屋根融雪・克雪工事	
11	○	畳の取り替え（表替えを含む）	
12	○	車庫、物置の設置及び増改築 （新築は確認申請必要）	同一生活範囲内 農作業小屋等は対象外
13	△	下水道への接続（個人設置浄化槽から接続等） ・雑排水及びトイレ接続は10万円プラス	屋外排水管工事は補助対象外
14	×	家電用電化製品などの購入（設置・取付）	購入が主であり対象外
15	△	室内カーテンの取付・取替 （カーテンレールの取付含む）	増改築、内装工事と一体であれば可
16	×	電話やインターネットの配線工事	リフォームでないため対象外
17	×	造園、門扉、ブロック塀等外構工事	住宅でないので対象外
18	△	住宅の解体工事のみ（全部・一部）	増改築・リフォーム工事が伴う場合は可
19	×	住宅用太陽光発電システムの設置	別枠で補助あり
20	△	給湯設備機器の設置	リフォーム工事が伴う場合は可。
21	×	公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事	
22	△	浄化槽の設置工事 ・個人設置、単独から合併処理に変更した場合で接続した場合は10万円プラス	すべての浄化槽の設置に係る費用及び屋外排水管工事は対象外
23	○	介護保険制度を利用した住宅改修工事	
24	○	国の「住宅版エコポイント」の利用	
25	×	別荘の増改築・リフォーム工事	
26	×	土地の購入及び造成に係る費用	
27	×	広告、看板等の設置に係る費用	
28	×	工具、工事用機械等の購入に係る費用	
29	○	その他、仙北市長が認める工事	
30	○	住宅整備資金貸付金、生活福祉資金貸付金	
31	○	融雪設備 （ロードヒーター等の融雪設備で屋根部分は除く）	地下水を利用した融雪及び電熱融雪などの設備に付帯する設備を含む